第一工場ごみ処理施設プラント更新工事

優先交渉権者選定基準

令和 8 年 10 月

東埼玉資源環境組合

第一工場ごみ処理施設プラント更新工事 優先交渉権者選定基準

－目 次－

1．総則 1

2．優先交渉権者選定の方法 1

3．審査の枠組み 1

1） 第一段階の審査 4

2） 第二段階の審査 4

4．提案審査及び価格審査における点数化方法 6

1） 提案審査における評価の詳細及び点数化の方法 6

2） 価格審査の点数化の方法 7

1. 総則

第一工場ごみ処理施設プラント更新工事 優先交渉権者選定基準（以下「選定基準」という。）は、東埼玉資源環境組合（以下「本組合」という。）が第一工場ごみ処理施設プラント更新工事（以下「本工事」という。）を実施する事業者を募集・選考するにあたって、本組合が公表する募集要項に附帯するものである。

選定基準は、優先交渉権者を選定するにあたって、本組合が応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選考するための方法や評価項目を示したものであり、応募者が行う提案についての具体的な指針を与えるものである。

また、審査は、公平性及び透明性を確保し、専門的知見に基づく評価を目的に、学識経験者 5 名の委員により構成される本組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業工事事業者選定委員会において行うものとする。

2. 優先交渉権者選定の方法

本工事を実施する事業者には、第一工場ごみ処理施設の稼働を継続しながら、既存の建築物を流用してプラント更新する技術的に高度な工事が求められることから、事業者提案書及び提案価格を総合的に評価した上で、優先交渉権者と事業者提案書に基づいて仕様を確定する、公募型プロポーザル方式を採用する。

3. 審査の枠組み

優先交渉権者選定における審査は、4 つのステップ「資格審査」、「基礎審査」、「提案審査」、「価格審査」で構成され、「総合評価」で優先交渉権者を決定する。

募集公告から優先交渉権者選定に至るまでの流れは図 1 に示すとおりである。

【STEP1：資格審査】
参加表明書に合わせて、応募者の実績が定められた参加資格要件を充足しているか確認を行う。

【STEP2：基礎審査】
事業者提案書（基礎審査及び非価格要素に関する提案内容）の提出書類及び要求水準等の基本事項等を満たしているかの確認を行う。その際に必要であればヒアリングを行う。

【STEP3：提案審査】
非価格要素に関する提案内容について審査を行う。その際には記載内容についてのヒアリングを行う。

【STEP4：価格審査】
提案された価格より価格点の算出を行う。

【STEP5：総合評価】
STEP3 の提案審査の点数と STEP4 の価格審査の点数を合わせて総合評価の点数とする。

表 1　優先交渉権者選定スケジュール

和暦	月日	項目
令和 8 年	10 月 5 日	募集公告
	10 月 5 日～10 月 13 日	募集要項等に関する質問の受付期間
	10 月 5 日～10 月 13 日	参考資料の貸与申請受付期間
	10 月 23 日	募集要項等に関する質問への回答の公表
	10 月 5 日～10 月 26 日	参加資格確認申請受付期間
	11 月 2 日	参加資格確認結果の通知
	11 月 2 日～11 月 6 日	参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
	11 月 13 日	参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
	11 月 20 日～11 月 27 日	事業者提案書の受付期間
	12 月 17 日	提案内容ヒアリング
令和 9 年	1 月 18 日	優先交渉権者の選定及び公表
	1 月 18 日～2 月下旬	優先交渉権者との契約協議
	2 月下旬	事業契約締結（仮契約）
	3 月下旬	事業契約締結（本契約）

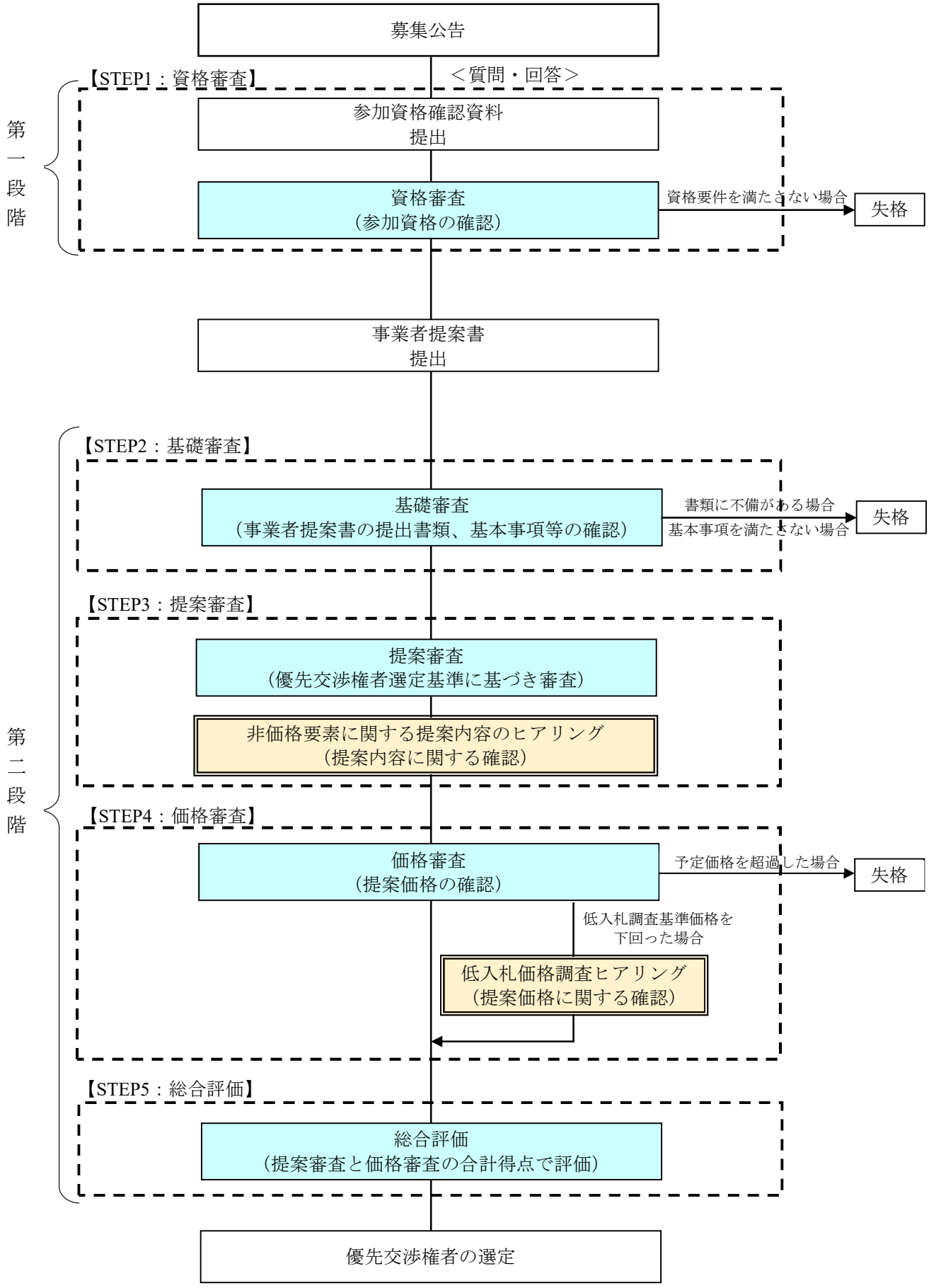


図１　優先交渉権者の選定までの流れ

1)　第一段階の審査

(1) 資格審査

応募者から提出された資格審査申請書等から、募集要項の「4.応募者の参加資格要件等」を満たしていることを確認し、結果を応募者に対し通知する。

資格審査の確認は、募集要項の「7.参加資格の確認」の確認に示す方法により行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2)　第二段階の審査

(1) 基礎審査

資格審査に合格した応募者から提出された事業者提案書について、募集要項等に示された性能要件を満足するものであること、事業としての妥当性を有しているかの審査を行う。なお、事業者提案書が要求水準書に示す基本事項を満たしていない場合は失格とする。

以下に、基礎審査における評価の視点を示す。

・提出書類等の確認

提出書類等の不足、体裁の誤り、書類間での記載の不整合など、事業者提案書として適切なものとなっているか確認を行う。

・契約条件の遵守

募集要項等において記載した契約条件を遵守しているか確認を行う。

・要求水準書に示された基本事項の確認

事業者提案書と要求水準書を対照させ、要求水準書に記載された満足すべき性能に達しているか確認を行う。

(2) 提案審査

基礎審査に合格した応募者から提出された事業者提案書における、非価格要素に関する評価項目について審査を行う。

提案審査の評価の詳細及び点数化の方法については、「4. 提案審査及び価格審査における点数化方法」に記載する。提案審査の配点は 60 点（総合評価点は 100 点満点）とする。

提案審査を行うにあたっては、別途、ヒアリングを実施する。

なお、事業者提案書について、下記の場合は失格とする。

・本工事とは明らかに無関係な内容である場合。
・明らかに他の応募者の事業者提案を入手し、使用している場合。
・要求水準書に示された性能要件を満たすことができないと認められる場合

(3) 価格審査

応募者から提出された提案価格について、予定価格の範囲内にあることの確認を行い、提案価格を点数化する。点数化の方法は、「4. 提案審査及び価格審査における点数化方法」に記載する。価格審査の配点は 40 点（総合評価点は 100 点満点）とする。

なお、提案価格が予定価格を上回った応募者は失格とする。

また、提案価格が低入札調査基準価格を下回った応募者（以下「低入札価格調査対象者」という。）は、「本組合低入札価格調査委員会」にて低入札価格調査ヒアリングを受け、提案価格が適当と判断されれば、総合評価に進むことができるものとする。不適当と判断

された場合は、失格とする。

なお、低入札価格調査対象者は、低入札価格調査ヒアリングに先立ち、事前に提案価格が適当であることを示す根拠資料について、本工事を所管する担当部局に電子メールにて送付すること。その際、低入札価格調査対象者は、低入札価格調査ヒアリングに先立ち、必要に応じて本工事を所管する担当部局によるヒアリングを受けることとする。

(4) 総合評価

総合評価は、予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、(2) の「提案審査」による評価点と (3) の「価格審査」による評価点を加えて総合評価点を算出し、優先交渉権者を選定する。

なお、最も高い評価点の者が２者以上いる場合には、提案価格が低い者を優先交渉権者とし、提案価格が同額の場合は、**表 2** の評価項目で「2. 全体計画」の評価が高い者を優先交渉権者とし、それでも順位が決定しない場合には、当該者によるくじにより優先交渉権者を決定する。

総合評価点 ＝ 提案審査による評価点 ＋ 価格審査による評価点

4. 提案審査及び価格審査における点数化方法

1) 提案審査における評価の詳細及び点数化の方法

非価格要素に関する評価項目・評価の詳細及び点数化の方法については、以下のとおりとする。

(1) 提案審査における評価の詳細及び配点

非価格要素に関する評価項目・評価の詳細及び配点は**表 2** のとおりとする。

表 2　提案審査における評価項目・評価の視点及び配点

評価項目		評価の視点	様式集 <様式 15>	配点
Ⅰ．事業全体に関する項目				**12**
1. 事業計画	(1) 類似施工実績	・ 既存施設を稼働しながら、プラント等の設備を入れ替える工事の施工実績	15-I-1	**2**
	(2) 実施体制	・ 全連続燃焼式ストーカ炉、2 炉以上、ボイラ発電の新設や基幹的設備改良工事の施工実績を有する現場代理人、主任技術者等の配置	15-I-2	**2**
	(3) 事業スケジュール	・ 工事工程が詳細に検討され、かつ提案する工事工程に対して、工事遅延がないよう履行するための対策や工夫 ・ 耐震補強は 11 年間の工期の中で、プラント設備や土木建築、建築設備等、様々な工事と複合しながら、工事を進めるための、最適な工法や工程に関する提案	15-I-3	**8**
Ⅱ．設計及び施工に関する項目				**48**
2. 全体計画	(4) 施工計画	・ 既存施設を稼働させながら更新する場合の施工課題への対策や工夫 ・ 環境影響評価を踏まえた建設工事中の周辺への安全及び環境への対策や工夫 ・ ごみの外部搬出の積替え等に必要な施設を改造するための対策や工夫	15-II-1	**8**
	(5) 配置・動線計画	・ 来場者及びごみ搬入動線、車両輻輳時の対策や工夫 ・ プラント設備の点検整備に必要な作業スペースの確保	15-II-2	**8**
3. 安定性･安全性	(6) 安定性	・ ごみ処理能力が低下する工事期間中においても、ごみを長期的に安定処理するための対策や工夫	15-II-3	**8**
		・ ごみ質の長期的な変動への対応性（低負荷特性）及び低質化した場合においても化石燃料を使用せずに安定処理するための対策や工夫	15-II-4	**4**
	(7) 安全性	・ リチウムイオン電池等による火災も含めた事故や故障が生じた場合、自動検知システムを導入するなど、設備や運用面における対策や工夫	15-II-5	**4**
4. 環境配慮	(8) 省資源への対応	・ 所内負荷の低減（省エネルギー、用役使用量低減）、主灰・飛灰等の発生量の低減による省資源化	15-II-6	**4**
	(9) 環境保全対策	・ 排ガスや騒音、振動等、工事用車両による環境負荷低減に向けた対策や工夫	15-II-7	**4**
5. 災害対策	(10) 災害対策	・ ユーティリティ確保による災害時の施設稼働の継続性	15-II-8	**4**
6. 地域貢献	(11) 地域や社会への貢献	・ 地元企業の活用方針	15-II-9	**2**
7. 事業費縮減	(12) 事業費の抑制方法	・ 施設計画に関する VE 提案（要求水準書の仕様と比べて、機能や性能等が同等以上かつ経済性が優位と判断された提案）	15-II-10	**2**

（2）提案審査の点数化の方法

表 3 に示す 5 段階評価によって審査を行い、点数化する。なお、点数化にあたっては、各評価項目の点数の小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで算定する。

表 3　提案審査の採点方法（5 段階評価）

評価	評価	評価の点数化
A	当該評価項目において、特に秀でて優れている。	項目ごとの配点×1.00
B	当該評価項目において、秀でて優れている。	項目ごとの配点×0.75
C	当該評価項目において、優れている。	項目ごとの配点×0.50
D	当該評価項目において、やや優れている。	項目ごとの配点×0.25
E	当該評価項目において、要求水準を満たしている程度である。	項目ごとの配点×0.00

2）　価格審査の点数化の方法

価格審査の点数化の方法については、以下の算定方法とする。なお、点数化にあたっては、小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで算定する。

（1）最低提案価格＞低入札調査基準価格

$$\text{価格点} = 40\text{点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$$

（2）最低提案価格≦低入札調査基準価格

$$\text{価格点} = 40\text{点} \times \frac{\text{低入札調査基準価格}}{\text{提案価格}}$$

※提案価格が低入札調査基準価格以下の場合の応募者の価格点は 40 点